ご契約者様へのお願い

弊社の排雪サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

別紙の『注意事項とお願い』の中でもご案内させていただいておりますが、雪の堆積方法、障害物への目印設置について、再度契約内容のご確認をお願いいたします。スピーディで、より良い作業のご提供と事故防止のために、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

排雪作業の際、雪で隠れた障害物（土留めや低い塀・花壇など）は作業側からは一切分かりません。障害物や敷地の外側に目印（赤白色のスノーポール、カラーコーン等）設置のご協力と降雪後は障害物から出来るだけ離して雪を堆積していただくようお願いいたします。
目印の設置がない場合や目印が適切な場所に設置されていない場合、雪の堆積状況によっては破損が生じましても補償の対象外となります。今一度、ご自宅前の状況確認をお願いいたします。

敷地と歩道の境界付近に、以下のようなものがある場合には、目印設置と併せて雪の堆積方法にもご留意くださいますようお願いいたします。（目印は必ず障害物の外側に設置をお願いいたします）

1. 土留めや低い塀・花壇がある
2. 融雪槽がある
3. 車庫前にスロープがある（路面が高くなっている）
4. 歩道上にロードヒーティングがある（隣家のロードヒーティングが堆積場所の近くにある場合も）
5. 敷地と歩道の境界が分からない場合
6. 庭の樹木の枝や葉が歩道上に飛び出ている
   ※歩道上に飛び出ないように枝を剪定するか、やむをえず剪定出来ない場合は、その枝にあきらかに分かる目印を設置してください。目印がない場合は、作業を中止することがございます。